

森林整備担い手対策事業助成金事務取扱要領

平成28年4月1日制定

令和6年4月1日一部改正

第1 趣旨

森林整備担い手対策事業の実施については、次の各号に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

- 1 森林整備担い手対策事業実施要領
- 2 公益社団法人新潟県農林公社林業労働力確保支援センター事業助成金交付要綱

第2 助成対象事業

助成対象事業は、事業実施要領に掲げる次の事業とする。

- 1 林業事業体就労環境改善支援事業
- 2 就労環境整備促進事業
- 3 就労環境整備支援事業
- 4 雇用促進支援事業
- 5 林業機械リース・レンタル支援事業
- 6 林業機械作業システム新規導入等支援事業
- 7 森林施業プランナー等育成研修奨励事業
- 8 森林施業プランナー等認定奨励事業
- 9 森林施業プランナー活動支援事業
- 10 森林施業プランナー活動推進奨励事業
- 11 公社造林森林施業プランナー育成実践モデル事業
- 12 フォレストワーカー育成研修支援事業
- 13 フォレストワーカー育成研修奨励事業
- 14 フォレストワーカー等研修交流支援事業
- 15 現場指導者育成支援事業
- 16 フォレストリーダー等キャリアアップ支援事業
- 17 緑の担い手育成技能講習等支援事業
- 18 インターンシップ等支援事業

第3 助成金交付事務

1 助成金交付申請

(1) 助成金交付申請は、原則として、第2の1から18の各号に掲げる事業ごとに行うものとする。

(2) 申請時期

ア 申請者は、原則として事業の終了後、助成金交付要綱に規定する期

日までに助成金交付申請を行うものとする。

(以下「事後申請」という。)

イ「林業事業体就労環境改善支援事業」「林業機械作業システム新規導入等支援事業」「森林施業プランナー等育成研修奨励事業」「森林施業プランナー活動支援事業」「森林施業プランナー活動推進奨励事業」「公社造林森林施業プランナー育成実践モデル事業」「フォレストワーカー育成研修支援事業」「フォレストワーカー育成研修奨励事業」「フォレストワーカー等研修交流支援事業」「現場指導者育成支援事業」「緑の担い手育成技能講習等支援事業」は、事業実施通知で定める日までに助成金交付申請を行うものとする。(以下「事前申請」という。)

2 助成金交付決定前着手

事業主体は、助成金の交付決定前に事業に着手する必要がある時は、第7号様式による事前着手届を公社代表理事に提出するものとする。

3 検査

(1) 代表理事は、次の書類の提出があった場合は、原則として書面で検査を行うものとするが、必要に応じて現地検査も行うものとする

ア 助成金交付申請書兼実績報告書(事後申請の場合)

イ 実績報告書(事前申請の場合)

4 助成金の算出

代表理事は、検査の結果に基づき、助成金の算出を行う。

5 助成金の交付決定

代表理事は、4の結果に基づき、助成金の交付決定をする。

6 助成金交付条件

(1) 代表理事は、必要に応じて交付条件を付するものとする。

(2) 事業主体は、交付条件を遵守しなければならない。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年5月12日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。